

金剛市長に対する辞職勧告決議

令和6年6月25日、宇陀市議会において、農業委員候補者12名のうち、中立委員1名の任命同意が得られなかった。

金剛市長の対応としては、農業委員会等に関する法律第10条第2項に基づき、議会の同意を得た11名を任命し、農業委員を招集して総会を開催させる公法上の義務があった。

しかし、金剛市長は、農業委員会の総会を開催させることなく、農業関係者等からの申請も受け付けることがなかった。

その結果、農業に関わる市民や関係者に大きな不利益を与えた。

しかしながら本件は、単なる事務上の行き違いや法解釈の違いにとどまるものではない。顧問弁護士や農林水産省から度重なる正しい法解釈を教示されていたにもかかわらず、行政側が自らの主張を正当化し、責任を議会に転嫁するとともに、不同意とした議員に圧力をかけ、その結果として市民に不利益を与えたものである。

まさに、市民の利益を盾に、自らの判断により農業委員会を不開催とし、法令違反をしながらも、本件を「政争の具」とした、極めて悪質な行為である。

よって、宇陀市議会は、金剛市長に対し、本件における行政運営上の責任を明確に認め、市政に対する市民の信頼を回復するため、速やかにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和8年9月25日

宇陀市議会